# 令和7年8月26日

令和7年度第5回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和7年8月26日(火) 午前9時30分 場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 協議事項
  - 協議第1号 財産の取得に係る意見聴取について (R07美浦小学校・美浦中学校共用体育館折畳式バスケットゴール購入)
  - 協議第2号 美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に係る意見聴取について
  - 協議第3号 令和7年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について
- 3 報告事項

報告第1号 令和7年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

- 4 その他
- 5 閉会

## 協議第1号

財産の取得に係る意見聴取について (R07美浦小学校・美浦中学校共用体育館折畳式バスケットゴール購入)

令和7年第3回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和7年8月26日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

### 協議第1号 別紙

### 議案第4号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年美浦村条例第8号)第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出

美浦村長 中島 栄

記

- 1 契約の目的 R07美浦小学校・美浦中学校共用体育館 折畳式バスケットゴール購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 ¥8,767,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額至797,000円)

4 契約の相手方 茨城県稲敷市伊佐津1346の1

池田スポーツ

代表者 池田 康行

- 5 履行期間 本契約日の翌日から令和8年3月13日まで
- 6 支 出 科 目 令和7年度美浦村一般会計

款 9 教育費

項 3 中学校費

目 1 学校管理費

節 17 備品購入費

## 協議第2号

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に 係る意見聴取について

令和7年第3回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取す る。

令和7年8月26日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

#### 協議第2号 別紙

#### 議案第3号

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和7年9月9日

美浦村長 中 島 栄

令和7年美浦村条例第 号

美浦村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則(第1条~第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条~第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則 (第27条・第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、 適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等 通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園 支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児 への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への 援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利 用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健 やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 村長は、美浦村子ども・子育て会議条例(平成25年美浦村条例第

- 28号) で定める美浦村子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行うもの(以下「乳児等通園支援事業者」とい
- う。) に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と乳児等通園支援事業者)
- 第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するととも に、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要 な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生 及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければな らない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

- 第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するととも

に、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について 周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等の ための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利 用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把 握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならな い。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者 席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座 席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利 用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的 に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落と しを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼 児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と 倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉 事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又 は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはなら ない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の 10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。 (衛生管理等)

- 第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講 じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるととも に、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事)
- 第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し 運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行う ことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

- 第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての 重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
  - (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
  - (2) その行う乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 乳児等通園支援を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
  - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)
- 第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処 遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用 乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情 を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

- 第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型 乳児等通園支援事業とする。
- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

- 第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園 支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業 所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
  - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
  - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
  - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
  - (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育 室又は遊戯室及び便所を設けること。
  - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
  - (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
  - (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に 設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第
		123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構
		造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造
		の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
		傾斜路又はこれに準ずる設備
		3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
の階		3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する
	NH+ ++10 ITT	構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第
		3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第
		1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の
		1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室
		が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除
		き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通
		じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第
		4号及び第10号を満たすものとする。)
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
		日本
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する
		構造の屋外階段

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育 室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるよう に設けられていること。
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに接近する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - (4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、 当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられ ていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上 げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落 事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が 設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### (職員)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法 (平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域 内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施 区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)その 他乳児等通園支援に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都 道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を終了した者(以下この条に おいて「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
  - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されてい

る場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接 な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力 を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

- 第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準 は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (保育所に係るものに限る。)
  - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
  - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
  - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文章、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 協議第3号

令和7年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について

令和7年第3回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29 条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取す る。

令和7年8月26日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

協議第3号	민비설	sut .											
			iii ī	↓ F <i>Ė</i>	を を H	 出一般会計						( 崔	位:千円
所属名		款名			事	事業名	節	細節	搪	摘要名	決定額	補正前額	
学校教育課	09	教育費	01	02	05	外国語教育推進事業費	01	04	05	3外国人英語指導助手	420	18,480	18,900
					10	美浦村教育クラウド事業費	12	05	00	5端末設定委託料	0	8,800	8,800
							17	02	00	11機械器具費	63	58,964	59,02
					12	学校教育支援経費	01	04	10	00教員業務支援員	204	3,369	3,573
							03	09	00	5期末手当(会計年度任用職パートタイム	47	572	619
								10	00	5勤勉手当(会計年度任用職パートタイム	39	480	519
							04	06	00	5社会保険料(会計年度任用職パートター	25	368	393
							18	05	09	8会議、研修会参加負担金	30	0	30
			02	02	73	小学校教育振興事業費	10	04	00	11印刷製本費	60	0	60
										計 	888	92,380	93,268
所属名	款	款名	項	B	事業	事業名	節	細節	搪	摘要名	決定額	補正前額	補正後客
美浦中学校	09	教育費	03	01	03	美浦中学校学校管理費	12	05	00	5 グラウンド整備業務委託料	880	0	880
計								880	0	880			

所属名	款	款名	項	I	事業	事業名	節	細節		摘要名	決定額	補正前額	補正後額
生涯学習課	09	教育費	05	01	12	中学校部活動地域移行推進事業費	07	01	003	事業協力者謝礼	1,344	0	1,344
							12	05	001	地域クラブ運営業務委託料	<b>▲</b> 1,344	4,200	2,856
				02	03	中央公民館管理費	10	01	001	消耗品費	85	240	325
				03	02					測量調査業務委託料	2,145		2,145
			06	03	02					法面整備工事 施設修繕工事	21,956 935	0	21,956 935
										計	25,121	4,440	29,561
所属名	款	款名	項	I	事業	事業名	節	細節		摘要名	決定額	補正前額	補正後額
子育て支援課	03	民生費	02	01	14	美浦村児童厚生施設整備基本構想・基	01	Mary In	_	基本構想・基本計画策定委員会委員	66	51	117
				04	65	児童厚生施設整備事業費	12	08	005	児童厚生施設用地測量·地質調査委 託料	7,799	0	7,799
										=====================================	7,865	51	7,916
						第 2 表 債 務 負	<b>3</b>	+0	<b>4</b> =	為補正			
(追加)						<b> </b>	<del>-</del> -	1브	1]	河 門 正		(単作	立:千円)
事項										期間	限	•	額
給食調理及び栄養士業務委託料(保育所)					令和8年度~令和10年度 9					99,000			

# 報告第1号

令和7年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について 上記について別紙のとおり報告する。

令和7年8月26日提出

美浦村教育委員会教育長 小松正樹

非公開案件